

新潟県病院局管理規程第16号

新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 9 月 15 日

新潟県病院事業管理者 金 井 健 一

新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程

新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第 5 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改	正	後	改	正	前
(指定公金事務取扱者) 第 9 条の 3 病院局長は、病院事業の業務に係る収入及び支出について、公金の収納又は支出に関する事務を適切かつ確実に遂行することができる者を自治法第243条の 2 第 1 項に規定する指定公金事務取扱者に指定することができる。 2 (略) 第66条 (略) (支出の委託) 第66条の 2 病院局長は、病院事業の業務に係る支出（地方公営企業法施行令第26条の 4 第 1 項に規定するものに限る。）について、必要な資金を交付して公金の支出に関する事務を指定公金事務取扱者に委託することができる。 2 病院局長は、前項の規定により委託しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書類により決定しなければならない。 (1) 公金の支出に関する事務の委託をする支出の内容 (2) 受託者 (3) 支出の予定額 (4) 支出の手続 (5) その他必要な事項 3 第59条第 2 項の規定は、第 1 項に定める資金の交付について準用する。 4 第44条の 2 第 3 項の規定は、第 1 項の規定による公金の支出に関する事務の委託について準用する。 5 第 1 項の規定による支出の事務の委託を受けた者は、当該委託事務に係る経			(指定公金事務取扱者) 第 9 条の 3 病院局長は、病院事業の業務に係る収入について、公金の収納に関する事務を自治法第243条の 2 第 1 項に規定する指定公金事務取扱者に指定することができる。 2 (略) 第66条 (略)		

費の支出が完了したときは、その内容を明らかにした報告書を、収支命令職員
を経て病院長に提出しなければならない。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の新潟県病院局財務規程の規定は、令和8年4月1日以後に新たに契約を締結する公金の支出に関する事務の委託について適用する。

